

令和3年度
第3回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和3年6月10日開会

高松市農業委員会

令和3年度第3回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年6月10日（木）14時35分

開催場所 危機管理センター 3階 301会議室

出席委員 22人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第2）
- 15番 河田 薫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 2番 真鍋 俊二
- 16番 藤澤 鶴夫

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 藤澤 英宣
- 主任主事 多田 利浩
- 主任主事 森 康壽

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による
開発計画に対する意見について

議案第11号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について

議案第12号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和3年度第3回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は24名中22名で、農業委員会等に関する法律に規定する過半数に達していることから、定例総会は成立しております。

欠席委員は、真鍋俊二委員、藤澤委員の2名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は、14番富本委員及び17番河野委員の兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、借り人の後継者へ所有権移転するため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については、農地法第3条許可申請所有権5番のとおりです。

2番及び3番は、賃貸人が自ら耕作するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、経営移譲年金受給のため借り人の後継者に「使用貸借による権利」を設定していた残存小作地について、この度後継者が所有権取得するため賃貸借を解消するもので、離作補償は金銭です。使用貸借に係る農地返還通知6番及び所有権移転の内容については、農地法第3条許可申請所有権9番に関連しております。

5番は、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。なお、内、一筆については、山林化しており、非農地証明8番に関連しております。

6番は、賃貸人が自ら管理するため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。
転用の内容については、農地法第5条許可申請所有権9番のとおりです。

2番、3番は貸人が第三者に所有権移転するため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。所有権移転の内容については、農地法第3条許可申請所有権3番のとおりです。

4番は、賃借人が県外転出し、農業廃止するため香川県農地機構を介した貸借について返還するもので、この後、すべての農地について機構を通じて新たな利用者との契約が進められる予定となっております。

5番は、第三者が転用するため返還を受けたもので、転用の内容については、農地法第5条許可申請所有権10番のとおりです。

6番は、経営移譲年金受給のため残存小作地を借り人の後継者に「使用貸借による権利」を設定し転貸していたものですが、この度後継者が所有権取得するため、返還したもので、先ほど御説明いたしました農地法第18条第6項通知4番と農地法第3条許可申請所有権9番に関連しております。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 3ページをお開きください。

1番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が営む自動車修理業の事業拡大に伴い、現在の倉庫兼作業場が手狭になっているため代車等による車両の保管場所とし、自宅に隣接する所有農地を造成し、事業用露天駐車場用地とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、不動産賃貸業を営む転用者が、将来の安定収入の確保・土地の有効活用を図るため共同住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が492.14平方メートルあります。

3番は、2階建1棟の非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、自宅の駐車場が狭く隣接申請地に駐車場を造成するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、平屋建1棟の非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に近接しているため利便性が高く、夏頃には子供も生まれる予定であり、また将来的に母親の面倒を見るため住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、敷地利用の利便性向上のため既存宅地の拡張用地（区画整形地）としたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が343.41平方メートルあります。また、5条許可申請所有権11番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による、許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、令和元年5月14日付けで、2棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、敷地面積が200平方メートルより少し狭い物件の需要及び問い合わせが多いことから、当初計画の2棟から3棟にして敷地面積を200平方メートル以下に計画変更し、併せて工事完了日を令和5年3月31日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。併用雑種地が18

平方メートルあります。

2番は、平成29年12月26日付けで17棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、1棟が工事完了未了となっており、近隣から貸駐車場の要望もあったことから、許可地の一区画を露天貸駐車場用地に計画変更し、併せて工事完了日を令和3年6月30日まで延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、令和3年4月9日付けで、7棟の特定建築条件付売買予定地として許可を受けていましたが、周辺は、分譲住宅・共同住宅が多く道路も整備された場所に在り、速やかな販売が見込めることから、転用区域を拡張する計画変更し、併せて工事完了日を令和6年3月1日から令和6年7月31日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第5条許可申請所有権13番に関連しています。

4番は、令和元年9月3日付けで、工場用地として許可を受けていましたが、諸事情により事業遂行が遅延していることと、他事業と合わせた資金関係にも影響が出ている関係で、当初の事業計画から建物を減少する計画変更併せて、工事完了日を令和2年3月31日から令和4年8月31日に延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の冨本委員より報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。今回の特別現地調査委員は、河野委員と私の2名で昨日6月9日に、現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の2番及び5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員の河野委員から報告をお願いします。

河野委員 現地調査委員の河野です。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立鶴尾中学校北400メートルに在り、クレーンによる工事業を営む転用者が、現在の車両置場が手狭で、経営の効率化を図るため

大型クレーン等の車両置場を確保する必要があり、現車両置場の隣接地に拡張用地として転

用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分され、県道川東高松線に近く交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1,896平方メートルあります。

2番は、高松市立龍雲中学校南東500メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として、不動産業を営む法人2社が共同施工により転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道三木国分寺線に近く、周辺には保育所、小学校があり分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、また市道を挟み西側一体は都市計画の用途地域に指定されている生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が393.46平方メートルあります。

3番は、高松市立一宮中学校北東400メートルに在り、ボーリング工事等を営む転用者が、本社社屋が老朽化し、また、事業用・従業員駐車場も不足しているため新たに事務所を新築移転する目的で転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道193号線に近く交通の利便性が良く、事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、高松市立弦打小学校南1キロメートルに在り、本市で不動産賃貸業を営んでいる法人の代表者が、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道檀紙鶴市線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、需要が見込まれる生活環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、高松市立勝賀中学校南東400メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松善通寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、また、申請地西200メートル一体は都市計画の用途地域に指定されている生活環境の

良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が27.97平方メートルあります。

また、令和3年4月に同一目的で転用許可を得た申請地東側2,609.97平方メートルと一体開発するもので5条許可後の事業計画変更申請3番に関連しています。

次に賃借権について説明します。2ページ上段を御覧ください

1番は、高松市三谷コミュニティセンター北東700メートルに在り、土木建築業を営む転用者が近年の受注量の増加に伴い建築資材の保管場所として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、本社から2キロメートル以内と近く、事業の効率化・利便性が図られ、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、高松市香南コミュニティセンター南1キロメートルに在り、農畜産物の生産販売業を営む、農地所有適格法人である転用者が事業の拡大に伴い必要な、飼料・農業用車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存牛舎及び販売店に近く、「農機具等農業生産資材の貯蔵・保管の用に供する農業用施設」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして下段の使用貸借について説明します。

1番は、高松市立十河小学校南1.6キロメートルに在り、太陽光発電事業を営んでいる転用者が、会社役員の所有する農地を使用貸借し、発電出力750キロワットパネル1.66平方メートルが2,832枚で5基の営農型発電事業を行うもので、当初の3年の期間満了に伴い、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの間、再度支柱部分の一時転用を申請するものです。

立地基準については、第1種農地に区分されますが、継続申請であり、第1種農地の不許可の例外「申請地に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合」に該当するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、農地復元までの工程表も提出され、その確実性も認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお下部農地では地権者が、ミョウガ、シキミ、柿を栽培するものです。農地法第3条使用収益権設定1番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件、賃借権2件及び使用貸借1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、特別議案です。

2番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番、4番は、特別議案です。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が409.96平方メートルあります。

6番の転用者は、父が経営する内外塗装吹付工事会社の来客用駐車場及び資材置場が手狭であり、本社敷地周辺で拡張することが困難であり、業務に支障をきたしているため、新たな露天貸駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から、法人の代表者の子で、社員でもある転用者が取得し法人へ貸し付けるものです。

7番の転用者は、現在借家住まいで住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し周辺は、教育施設が近く宅地化の進んだ住環境の良い地域であることと、実家に隣接し親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番の転用者は、現在実家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、隣接する父所有農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し周辺は、医療施設や商業施設が整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域にあり、また、実家に隣接し親の面倒も見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成29年頃に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、不動産賃貸業を営む法人が共同住宅兼貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は県道太田上町志度線に接し主要地方道高松長尾大内県線へのアクセスも良く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在り、商業施設も整備され、入居需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

10番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し県道国分寺太田上町線へのアクセスも良く、また、高速道路高松檀紙インターチェンジ付近で、周辺は分譲住宅や共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との

調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

11番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年頃に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が343.41平方メートルあります。4条許可申請5番に関連しています。

12番、13番は、特別議案です。

14番は、現在借家住まいで住居が手狭となっていることから非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が幅員4メートル以上の建築基準法上の公衆用道路に接し主要地方道高松王越坂出線へのアクセスも良く、周辺は教育施設も近く宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

16番の転用者は宗教法人で、近年、礼拝者が増加していることに伴い、教会敷地内の駐車場で駐車スペースが不足していることから、信者の農地を譲り受けて、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が進入路を介して市道に接し教会敷地とも隣接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が96平方メートルあります。

17番は、貨物軽自動車運送事業を営む法人が、事業が好調で配送車両の増車を計画しているが、本社敷地内での車両置場が手狭であることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は市道に接し主要地方道塩江屋島西線へのアクセスも良く、既存の駐車場にも隣接し利用及び管理が

し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が526.35平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、親族が所有する農地を借り受けて、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が380.13平方メートルあります。5条許可申請使用貸借権3番に関連しています。

2番、3番は、特別議案です。

4番の転用者は、土木・建築工事の設計施工業を営む法人で、業務拡張により重機等の保管場所が手狭となっているため新たな露天駐車場・資材置場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が公衆用道路に接し利用する車両の出入りが容易で利用及び管理がし易く、主要地方道高松善通寺線へのアクセスも良いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番は、現在二世帯家族5人住まいであるが、居住する住居の老朽化と宅地敷地が手狭であることから、既存住居を取り壊し、祖父所有の農地を借り受けて、共同施工により二世帯の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年に一部建築済みですが、この度追認許可を得るもので、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が379.40平方メートルあります。

2番は、現在借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっているため、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、賃借権の1番と併せて開発するもので、親族と妻が所有する農地を借り受けて、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が380.13平方メートルあります。5条許可申請賃借権1番に関連しています。

4番は、現在自己所有の住居住まいであるが、両親の老後の面倒を見るため、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、借家住まいで住居が手狭となったことと、祖父が高齢の為、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道太田上町志度線に接し、また実家である祖父宅からも近く、農業の手伝いや面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、現在借家住まいで、将来家族が増え住居が手狭になることを考慮し、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が222.37平方メートルあります。

7番は、現在借家住まいで、定年退職を機に高齢の両親の世話をするため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから妻の祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し妻の実家からも近く、農業の手伝いと親の面倒も見られることから、転用理由と農地区

分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、特別議案です。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権12件、賃借権2件、使用貸借8件、計22件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第5号については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうちまず、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、耕作の利便性を向上するため、土地整形を行うもので、取得後は隣接農地と一体化して水稻を作付けするものです。全部効率利用要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知2番及び3番に関連しております。

4番は、後継者へ部分贈与すもので、取得後は水稻、キウイ、花木を栽培するものです。

5番は、残存小作地の借り人の後継者が所有権取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第18条第6項通知1番に関連しております。

6番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻、ダイコンを栽培するものです。

7番は、4月30日付け競売買受適格証明書により高松地方裁判所における競売に参加し、5月19日に落札した譲受人が取得するもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

13ページをお開きください。

8番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すも

ので、取得後は果樹、イチジクを栽培するものです。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、自作地及び残存小作地を小作人の後継者に譲り渡すもので、取得後は野菜、花卉を栽培するものです。農地法第18条第6項通知4番、使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しております。

10番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はタマネギ、ジャガイモ等を栽培するものです。

11番は、住所地から遠方にあり耕作不便で、かつ譲渡人が高齢で労力不足でもあることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

12番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花卉・米麦を栽培するものです。

13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花卉である花桃を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用収益権設定について御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

1番は、営農型太陽光発電設備を設置する法人が、役員所有の対象農地の上部でパネル利用ができるよう空中利用の権利としての使用収益権を設定するものです。期間は農地法第5条の一時転用期間同様、3年間です。農地法第5条許可申請使用貸借9番に関連しております。参考までに御説明いたします。

農地法第3条の許可対象となる行為については、耕作目的で所有権を移転し、又は、地上権・永小作権・質権、使用貸借による権利・賃借権、若しくは、その他の使用収益権を設定、若しくは移転する場合、許可が必要とされております。

ここで「その他の使用収益を目的とする権利」とは、民法上明文で規定されている物権（ここでは地上権・永小作権・質権）又は、債権（ここでは使用貸借による権利、賃借権）と内容が異なる債権＝使用収益権に限っては私人間で新たなものを契約で定めることが可能です。これが、今回の空中利用権のような「その他の使用収益権」です。

また、営農型太陽光発電目的の農地法第5条許可に関連して、平成30年5月15日付けの国からの通知の中に、空中部分の利用について「農地法第3条許可を同時に受ける必要がある」と規定されていることから、許可申請されたものです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転13件、使用収益権設定1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので議案第6号については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番は昭和42年ごろ、2番は昭和45年ごろから水路として利用しており、4番は平成元年より道路として、6番は昭和45年ごろから泥揚場として、また7番は、昭和43年ごろから道路・水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番と5番は、平成元年ごろから、8番は、平成3年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について8件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第7号については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書16ページをお開きください。

1番について現地調査した結果、農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件（申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる。）を満たしています。

以上、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号については、証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第9号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について御説明いたします。

議案書17ページから21ページまでを御覧ください。

令和3年2月17日付けで高松税務署長から相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等の利用状況について調査依頼がありました。

納税猶予制度につきましては、平成21年に制度の大きな変更がございました。

平成21年12月15日を基準日として、14日以前に適用となったものにつきましては、相続人の死亡、後継者への一括贈与、または20年間自ら耕作した場合は、相続税納税猶予の免除が確定します。ただし、途中で農業経営基盤強化促進法による貸付農地とした場合は、20年間の営農継続による免除事由が廃止されました。つまり、基準日、12月15日以後に適用となった案件同様、相続人の死亡または後継者への一括贈与のみが20年で免除確定となりました。

今回の報告対象案件は、基準日 平成21年12月15日以前に納税猶予の適用があったもので、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20年後である現在の利用状況を確認報告するものです。

全ての農地について事務局職員及び各地区委員が現地確認をしたところ、右から4列目の利用状況欄及び備考欄に記載のとおり、一部の農地について、土地区画整理事業による換地処分による地積の変更が確認されました。

なお、20ページの34番、36番の2筆については、利用状況が耕作放棄となっておりますが、平成26年9月30日農水省発出の「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」の第1第2項第2号の通知にある、平成17年3月31日以前に行われた特例措置については、農地中間管理権の取得に関する協議の勧告等の関係から「耕作の放棄によって納税猶予期限は確定しない」こととなっております。

また、36番の1筆については、地区委員及び担当職員が、数回改善指導したものの依然、一部土木会社の資材置場として利用されています。

これ以外については、すべて農地として適正に利用又は保全管理されています。

高松税務署長への報告様式は、1筆ごとに農作物名や保全管理等の利用状況を記入することとされており、現況の事実報告であり本議案書と同内容となります。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について42件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり高松税務署長に回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号は原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第10号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2ページを御覧ください。令和3年5月10日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、令和3年5月6日付けで牟礼町の事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市庵治町字丸山に在る山林1.3182ヘクタールです。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土石の採取（採石事業）を行うものです。この度の協議は、従前の事業者の開発を承継するもので、新たな開発計画の協議となっています。

開発計画の内容は、3ページに記載のとおり、切土・盛土の施工及び防災施設として、沈砂池、植栽工の施工を計画しているものです。4ページ位置図を付しています。5ページ以降には現況図、採取計画図、断面図を付しています。

5月25日に庵治地区担当委員と地区担当者で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、下流域に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「開発行為に当たっては、下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。」と回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく御願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり、意見を決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号は、原案のとおり意見を決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第11号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御説明申し上げます。

地籍調査は国土調査法に基づき本市土地改良課において事業を実施しております。

まず資料の2の1を御覧ください。

表紙の裏面、1ページを御覧ください。

令和3年5月12日付けで高松市長から庵治町での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。5月18日に庵治町地区担当委員及び事務局職員、並びに地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については2ページ以降の農地変更調書の中にある農業委員会意見欄に案として記載しております。

1番から次ページの19番について、公簿地目は農地ですが、40年近く耕作はされておらず、現況は全て山林で、農地以外の土地となっております。

また、今回の照会地について、現況及び利用状況から、庵治町地区担当委員と協議した結果、原状回復命令を発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、表紙の3 市長への回答(案)のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません。」と回答しようとするものです。

続きまして、資料2の2の1ページを御覧ください。

表紙の裏面、1ページを御覧ください。

令和3年4月23日付けで高松市長から香川町での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

5月17日に香川町地区担当委員及び事務局職員、並びに地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については2ページ以降の農地変更調書の中にある農業委員会意見欄に案として記載しております。

1番から最終ページの27番について公簿地目は農地ですが、耕作はされておらず、現況は全て山林で、農地以外の土地となっております。

また、今回の照会地について、現況及び利用状況から、香川町地区担当委員と協議した結果、原状回復命令を発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、表紙の3 市長への回答(案)のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません。」と資料2の1と同様、回答しようとするものです。

以上、議案第11号 農地の地目認定について2件 御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり、市長へ回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第12号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、並びに 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) について御説明申しあげます。

これは、農業委員会が行っている多岐に渡る活動を、一般に周知するために公表を行うよう、平成21年度から定められているものです。

まず令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) から御説明いたします。資料の1 ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況ですが、これは一年前の令和2年4月1日現在の状況です。

1 農業の概要でございますが、1段目の表が農地面積、2段目の3つの表が農家等に関する概要が記載されております。

次に2の農業委員会の現在の体制も、一年前の令和2年4月1日の状況で、改選前の人数となっております。

2ページをお開きください。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題でございますが、昨年度に令和2年度計画として挙げた内容がそのまま転記されております。

2年4月の現状は、農地面積5,850ヘクタールに対し、集積面積が1,421ヘクタールで集積率は24.3%となっており、課題としては、表に記載のとおりです。

2 令和2年度の目標及び実績でございますが、昨年度設定した集積目標1,523.0ヘクタールに対し、集積実績は1,482.0ヘクタールで、うち新規実績は61.0ヘクタールとなっており、年間目標に対する達成率は97.3%でした。

3 目標の達成に向けた活動の活動計画については、昨年度の令和2年度計画の活動計画をそのまま転記し、その下の活動実績については、「農業委員・推進委員の地元地区活動の中で、香川県農地機構と連携し、農地の利用集積に向けた掘り起こしや担い手へのあっせんに努めた。また、年2回、農業委員会だよりで利用権設定や農地中間管理事業の制度を周知するとともに、8月と1月に計18回農業相談会を開催し、農用地利用集積計画による利用権設定に努めた。」としております。

4 目標及び活動に対する評価でございますが、「目標に対する評価については、高松市農業経営基盤強化基本構想の目標を達成するには、今後とも集積に向けて活動を継続する必要がある、そのために設定した目標値は妥当であった。」、また活動に対する評価については、「各地区の農業相談会を通じて、農地の利用集積を進めた。活動方法は有効であり、香川県農地機構の農地集積専門員と連携を行うなど、引き続きあっせんに努める必要がある。」としております。

3ページを御覧ください。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1 現状と課題については、昨年に令和2年度計画として挙げた内容がそのまま転記されております。平成29年度から令和元年度までの3年間の新規参入者数は表のとおりです。

2 令和2年度の目標及び実績でございますが、2年度中に認定した認定新規就農者8経営体と、その営農計画書の農地面積の合計5.0ヘクタールを実績としております。

3 目標の達成に向けた活動の上段、活動計画については、昨年の2年度計画の活動計画がそのまま転記されています。その下の活動実績は、「担い手の育成に取り組んでいる農林水産課と連携し、同課が設定している目標の達成に努めた結果、目標を上回る新規参入があった。」といたしました。

4 目標及び活動に対する評価の目標に対する評価については、「担い手の育成に取り組んでいる農林水産課で、上記のとおり目標を設定していることから、農業委員会としても連携して目標として適当である。」、活動に対する評価については、「担い手の育成に取り組んでいる農林水産課と連携し、同課が設定している目標の達成に努めた。」としております。

4ページをお開きください。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、1 現状と課題については、昨年に2年度計画として挙げた内容がそのまま転記されております。

2年4月現在では、管内農地面積6,018ヘクタールに対し、遊休農地面積168.0ヘクタール、遊休農地割合が2.8%でした。

2 令和2年度の目標及び実績でございますが、2年度中に実施しました利用状況調査の結果、遊休農地は167.9ヘクタールから167.5ヘクタールと僅かに減少しております。解消面積目標の12.0ヘクタールに対し、実績は0.4ヘクタールの減少となり、達成状況は3.3パーセントとなっております。

3 2の目標の達成に向けた活動の表の上半分、活動計画については、昨年の2年度計画の活動計画を記載しています。

表の下半分の活動実績は、市・JAの職員は除く調査員139人、現地調査が8月から11月、また新規発生分についての意向調査を193筆、13.6ヘクタール分実施しています。

4 目標及び活動に対する評価でございますが、目標に対する評価については、「目標は達成できなかったが、遊休農地の所有者等に継続的に指導しており、目標としては妥当である。」とし、活動に対する評価については「遊休農地の所有者等へ継続的に指導し、耕作放棄地の解消への理解が進みつつあるため、指導や利用意向調査を通じて農地の有効利用が図られるよう香川県農地機構と緊密に連携することが必要である。」としております。

5ページを御覧ください。

V 違反転用への適正な対応でございますが、1 現状と課題については、昨年度に2年度計画として挙げた内容がそのまま転記されております。

2 令和2年度の実績でございますが、年度内に発見された違反転用は全て年度内に解消されているため、年度末時点で0ヘクタールとなっております。

3 活動計画・実績及び評価の活動計画については、昨年の2年度計画の活動計画を記載し、その下の活動実績は「違反転用の是正指導として、違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施。」、違反転用の発生防止に向けた取組としては、「地域内の農地の状況の把握に努め、違反転用の早期発見・未然防止を図った」とし、「令和2年度は1.3ヘクタールの違反転用を発見したが、是正指導等により年度内に解消した。」として

おります。

活動に対する評価については、「農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を兼ねて違反転用の農地パトロールを実施しており、引き続き是正指導していく。」としております。

6ページをお開きください。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1 農地法第3条に基づく許可事務については、一年間の処理件数が179件で、不許可案件は残っておりません。

内容については、表に記載のとおりですが、表の一番下の処理期間につきましては、申請書受理から許可までの標準処理時間28日に対し、平均21日で処理しております。

2 農地転用に関する事務については、一年間の処理件数が666件となっております。

表の一番下の処理期間につきましては、申請書受理から許可までの標準処理時間42日に対し、平均40日で処理しております。

7ページを御覧ください。

上段の3 農地所有適格法人からの報告への対応については、44の農地所有適格法人から報告が上がってきております。

下段の4 情報の提供等でございますが、賃借料情報の調査・提供は、件数が648件、ホームページや農業委員会だよりに掲載しております。

農地の権利移動等の状況は、3条、4条、5条許可や利用権設定件数の合計で、2,245件ございました。こちらもホームページで公開しており、毎年通常総会終了後に内容を更新するようにしています。

8ページを御覧ください。

上段のVII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、特にここに記載すべきものは「なし」としております。

下段のVIII 事務の実施状況の公表等でございますが、1 総会等の議事録については、ホームページに公開しております。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出数については、県に対してのものと、市に対してのもの2件となっております。

3 今、説明させていただいております、この「活動計画の点検・評価」についてもホームページで公表しています。

ここまでの、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。

引き続き、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御説明申しあげます。

資料の9ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況は、令和3年4月1日現在の状況でございますが、上段の1 農家・農地等の概要の左と、中央の表は、「農林業センサス2015」の数値を使用しているため、先ほどの

2年度の評価を同じものです。右の認定農業者や新規就農者等の数値は、農林水産課が集計している令和3年4月1日の数となっております。

2段目の農地の面積等の表は、耕地面積が昨年7月に公表された「耕地及び作付面積統計」、経営耕地面積は「農林業センサス」、遊休農地面積は、2年度の利用状況調査の結果、農地台帳面積は、令和3年1月1日現在の農地台帳システムで集計を行った数値です。

2 農業委員会の現在の体制については、昨年7月20日の改選後の状態になっており、女性農業委員が2名から3名に増えております。

10ページをお開きください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、1 現状及び課題の内、現状については、管内農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積5,760ヘクタール、これまでの集積面積は1,482ヘクタール、集積率は25.7パーセントでございます。

課題としましては、「農業従事者の減少や高齢化が進む中、担い手の育成が課題となっている。また、基盤整備率が低く面積が小さい農地が多いことから、作業効率を高めるため、基盤強化法による利用権設定や中間管理事業の活用により、農地の利用集積・集約化を促進する必要がある。」としております。

2 令和3年度の目標及び活動計画でございますが、集積面積の目標は、「目標設定の考え方」で計算しているとおり、本市の基本構想の令和10年度の集積目標40パーセントを達成するためには、新規に年間103ヘクタールの集積を目標とすることになります。

活動計画としては、表に記載のとおり、昨年と同じにしております。

次に下段Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1 原状及び課題で、新規参入の状況は表にありますとおり、ここ数年毎年5人前後の新規参入があります。課題としましては、「新規参入を促進するため、農林水産課や普及センター、農業会議、JAなど関係機関と連携するとともに、農地機構とも連携・協力しながら、農地の確保等、農地に関するサポートを積極的に行っていく必要がある。」としています。

活動計画については、「高松市農業振興計画」ならびに「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の目標である令和5年度のべ60人に対し、令和2年度の実績がのべ63人となっており、既に目標を上回っているため、3年度の年度目標は、5経営体、目標面積を2.5ヘクタールと昨年度の計画値を据え置きにしております。

11ページを御覧ください。

上段Ⅳ 遊休農地に関する措置の1 現状及び課題でございますが、管内農地面積は5,928ヘクタールに対する遊休農地面積の割合が2.8パーセントとなっております。

課題は、「農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作者の確保が難しく、遊休農地が増加傾向にある。農地利用状況調査により遊休農地を把握するとともに、耕作が難しくなってきた農業者や遊休農地の所有者に対し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定や、農地中間管理事業の活用を促すなど、遊休農地の解消に向けて、積極的に関わっていく必要がある。」としております。

2 令和3年度の目標及び活動計画でございますが、令和3年4月の管内面積5,928ヘクタールを基準とし、昨年の7月に見直しを行った「農地等利用の最適化に関する指針」の目標年度である令和10年度の遊休農地を全体の1パーセント以下とした場合、令和10年度までに108.7ヘクタールを解消していく必要があります、一年間の解消目標は13.6ヘクタールとなります。

下段V 違反転用への適正な対応の1 現状と課題については、管内面積5,760ヘクタールの内、令和3年4月1日時点では違反転用は0となっております。違反転用は毎年1ヘクタール超発生しますが、年度内に発生した違反転用は、年度内に解消することとしています。

12ページを御覧願います。

令和3年度の活動計画でございますが、違反転用の是正指導として、違反転用者に対し、毎月、違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施する。

違反転用の発生防止に向けた取組として、農業委員会だより等で、市民に対し違反転用が犯罪であることの周知に努める。また、地域内の農地の状況把握に努め、違反転用の是正・未然防止を図る、としています。

以上、議案第12号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

南事務局長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料4を御覧ください。

期間としましては、令和3年5月11日から6月7日分までであります。

まず、許可件数ですが、4月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、5月議決分といたしまして4条が10件、5条が24件、合計で4条が10件、5条が32件です。

許可保留件数につきましては、4月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、5月議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、合計で4条が0件、5条が15件です。

取下につきましては、4月以前の議決分、5月議決分ともに0件です。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

5条関係で、令和2年12月議決分の26番、中段の表、令和3年3月議決分の16番、28番及び下段の表、4月議決分の4番、賃借権の1番、3ページの5月議決分の3番、4番、7番、12

番、15番、18番、4ページの20番、21番、賃借権の1番、11番が各表の右端、保留理由欄に記載がありますように、開発許可・直近事業造成工事未了・道路工事承認により許可保留となっております。以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第3回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

16時08分 閉会